

「経営者保証に関するガイドライン」への対応体制の概要

- (1) 「経営者保証に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます）の趣旨を踏まえ、経営者保証に依存しない融資の一層の促進を図るとともに、「ガイドライン」で示された合理性が認められる保証契約の在り方に基づき対応を致します。
- (2) お客さまから新規のお借入や保証契約の見直しのお申込を受けた場合は、法人個人の一体性の解消等を検証し、お客さまの経営状態、資金用途等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性等をお客さまのご意向も踏まえ、総合的に検討します。
- (3) 停止条件または解除条件付保証契約、A B L、金利の一定の上乗せ等の経営者保証に代替する融資手法のメニューの充実を図ります。
- (4) 保証人のお客さまと保証契約を締結する際には、保証契約の必要性等について、丁寧かつ具体的にご説明し、また、適切な保証金額の設定に努めます。
- (5) 保証人のお客さまが保証債務の整理を申し立てられた場合は、「ガイドライン」の趣旨を尊重し、関係する他の金融機関、外部専門家（公認会計士、税理士、弁護士等）および外部機関（中小企業再生支援協議会等）と十分連携・協力を図り、誠実に対応します。

「経営者保証に関するガイドライン」とは、平成25年12月5日に経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表したガイドラインをいいます。